

2024年3月期基準(2023年8月1日版)

Financial Reporting Practical Skill Examination

財務報告 実務検定 開示様式理解編

公式テキスト

解説編

宝印刷株式会社 監修

日本IPO実務検定協会 編

現行法令に完全対応！

学習したことがそのまま実務に活きる！

開示書類作成前の知識確認に最適！



リンケージ・パブリッシング

本書の内容を無断で複写・複製（コピー）、引用することは、著作者・出版社への権利侵害となり、著作権法上の例外を除き、禁じられています。

本書の取り扱いにおいては以下の点にご注意ください。

- ・ 本書の著作権は、日本 IPO 実務検定協会にございます。
- ・ 本書の一部または全部を、データの種類（印刷物、電子ファイル、ビデオ、インターネット等）の如何にかかわらず、複製、転載、第三者へ転売（オークション含む）する事を禁じます。

はじめに

2008年4月1日以後開始する事業年度からスタートした財務報告に係る内部統制報告制度は、今やすっかり定着した感があります。また、四半期報告書については45日以内の提出が必要とされ、決算短信の平均開示所要日数も短縮化の傾向にあります。さらに、国際財務報告基準（IFRS）の任意適用に踏み切る企業も増加傾向にあります。

このように、決算の適正化・早期化が要請されるとともに、会計基準の高度化・複雑化が進行する中、特に新興企業においては、上場後の開示義務を全うできていないところが少なくありません。また、大企業であっても、訂正報告書を提出するケースが後を絶ちません。

その背景には、企業側の教育体制の不十分さに加えて、社内における開示ノウハウの偏在があるものと思われます。

大企業においてさえ、開示に関する体系的な教育体制が整備されているところは多くありません。また、企業規模が大きくなればなるほど、開示業務が分野別に細分化される傾向があるため、開示業務を全体的に俯瞰できる人材は、長年の人事異動を通じて複数の業務を担当しない限り育ちにくいという問題もあります。このため、大企業にあっても、開示書類全体を通してチェックできる社員はごく少数のベテランに限られがちであり、仮にそのベテラン社員が退職したり、病に伏せたりした場合には、適切な開示ができなくなるおそれがあります。

こうした中、開示実務の教育インフラとしての役割を果たすのが、財務報告実務検定・開示様式理解編です。本検定は、財務報告そのものに加え、決算整理後残高試算表から有価証券報告書等の財務報告までの開示に関する一連の流れを出題範囲としています。すなわち、本検定は、各種開示書類の目的、作成要領、データの関連性に始まり、決算・財務報告プロセスに必要な内部統制までを広範囲かつ体系的に問う試験であり、逆に言えば、本検定に合格するための勉強をすれば、自然にそのスキルが身につくように作られています。

財務報告実務検定・開示様式理解編は、既に企業の開示関連部門で実務経験のある方のスキルアップ、知識の体系的整理に役立つのはもちろん、人事異動等で開示関連部門に配属されたばかりの方や新入社員の方が開示実務のベースとなる知識を身につけるためにも、有効なツールとなるはずです。また、これまで簿記や公認会計士試験、税理士試験等の勉強をしてきた方や、一般の経理事務にのみ携わってきた方が、転職等により上場企業で開示関係の仕事に就くことを目指す際にも、本検定の成績が一定のスキルレベルを有することを示す証明として、役に立つことでしょう。

財務報告実務検定・開示様式理解編を通じて上場企業の開示実務担当者のレベルアップが図られ、それによって適切な財務報告がなされることで証券市場の適正化、活性化が実現することを心より願い、巻頭の辞とさせていただきます。

財務報告実務検定・開示様式理解編 試験委員長 古庄修

財務報告実務検定・開示様式理解編について

I 財務報告実務検定・開示様式理解編とは？

上場企業は、投資家に対して経営成績や財政状態をはじめ、投資判断に必要な財務情報等を開示（財務報告）する義務を負っていますが、近年、その義務を果たせない上場企業が後を絶ちません。

なぜ決算を組むことができているのに、その開示ができないのでしょうか。その一因は、多くの場合、財務報告担当者のスキル不足にあります。財務報告に係る内部統制報告制度、四半期報告書等々、決算の適正化・早期化の強い要請により企業の財務報告負担がますます重くなる中、その要請に応えるだけのスキルアップが追いつかない財務報告担当者が少なくないのが実情です。

財務報告は、その性質上、経理部門が相当部分を担うのが通常です。経理部門にとって必要なスキルと言うと、まず簿記を連想する人が多いと思いますが、適切な財務報告を行うには、それだけでは不十分です。確かに、簿記は決算を組むためには必須のスキルです。しかし、決算の内容を投資家に対して、適切な時期に適切な様式に則り伝えるためには、「開示能力」という全く別のスキルが必要になります。

そして、この開示能力を幅広く問うのが財務報告実務検定・開示様式理解編です。すなわち、財務報告実務検定・開示様式理解編とは、各種開示書類の目的、作成要領、データの関連性に始まり、決算・財務報告プロセスに必要な内部統制までを広範囲かつ体系的に問う試験であり、本検定に合格するための勉強をすれば、自然にそれらのスキルが身につくように作られています。

II 検定主催団体について

財務報告実務検定試験は、一般社団法人日本 IPO 実務検定協会 により運営されています。日本 IPO 実務検定協会は、上場（IPO=Initial Public Offering）準備に必要な実務能力を認定する我が国初の試験である IPO 実務検定試験を通じて上場準備を担う人材を育成し、新規上場を促進することを目的に設立された団体です。

日本 IPO 実務検定協会では、このように新規上場を促進する一方で、上場後の決算業務、開示業務をフォローアップするため、各種開示書類の目的、作成要領、データの関連性、さらに、決算・財務報告プロセスに必要な内部統制までを広範囲かつ体系的に理解しているかを問う「財務報告実務検定【開示様式理解編】」、連結財務諸表を作成する際に必要となる基礎資料の作成（連結子会社・持分法対象会社の情報収集、海外子会社の財務諸表の換算、取引や債権債務の照合表の作成等）から連結精算表を経て連結財務諸表が作成されるまでのデータの流れや手順、XBRL の実務を含む開示のルールといった“連結財務諸表を作成し開示を成し遂げる力”を問う「財務報告実務検定【連結実務演習編】」を開発・運営しています。

III 財務報告実務検定・開示様式理解編を受験するメリット

財務報告実務検定・開示様式理解編の試験範囲となっている項目を学習すれば、決算整理後残高試算表から有価証券報告書等の財務報告までの開示に関する一連の流れがしっかり頭に入ります。

既に企業の開示関連部門で働く方は、これまで実務で身につけた知識を体系的に整理することができるでしょう。また、開示関連部門に配属されたばかりの方や新入社員の方、これまで簿記や公認会計士試験、税理士試験等の勉強をしてきた方や、一般の経理事務にのみ携わってきた方は、財務報告実務を担うためのベースとなる知識を身につけることができます。転職等により上場企業で開示関係の仕事に就くことを目指す際にも、財務報告実務検定・開示様式理解編で一定の成績を残していることが、スキルレベルを客観的に示す証明として役に立つことでしょう。

IV 出題にあたっての基本方針

財務報告実務検定・開示様式理解編は、本公式テキストを前提として出題されます。具体的には、財務報告等の開示資料（有価証券報告書、四半期報告書、決算短信、四半期決算短信、適時開示、連結計算書類、計算書類等）の様式・記載内容・開示方法が問われることになります。

財務報告実務検定・開示様式理解編では、3月末決算の東証上場会社（プロ向け市場は対象外。別記事業ではなく、連結あり、IFRSの任意適用なし）を前提として、毎年8月1日に翌年3月期（以下、「試験対象基準期」）の財務報告に原則適用となる法令等を出題範囲とした問題に更新されます（早期適用については出題範囲外）。また、四半期の財務報告についても、試験対象基準期の四半期に原則適用となる法令等が出題範囲となります（早期適用については出題範囲外）。

例えば、X1年8月1日からX2年7月31日までの期間に受験する場合、X1年8月1日の翌年3月期はX2年3月末を決算日とする事業年度であることから、その事業年度の財務報告に原則適用となる法令等が出題範囲となります（試験対象基準期は「X2年3月期」となります）。四半期の財務報告についても、X2年3月末を決算日とする事業年度の四半期の財務報告に原則適用される法令等が出題範囲となります。また、X2年8月1日からX3年7月31日までの期間に受験する場合、X2年8月1日の翌年3月期はX3年3月末を決算日とする事業年度であることから、その事業年度の財務報告に原則適用となる法令等が出題範囲となります（試験対象基準期は「X3年3月期」となります）。四半期の財務報告についても、X3年3月末を決算日とする事業年度の四半期の財務報告に原則適用される法令等が出題範囲となります。

以上をまとめると、下表のとおりです。

試験対象基準期	受験可能日	試験対象法令等
2024年3月期	2023年8月1日から 2024年7月31日まで	3月末決算の東証上場会社を前提として、2024年3月末を決算日とする事業年度において原則適用となる法令等（四半期の試験対象基準期も同様）
2025年3月期	2024年8月1日から 2025年7月31日まで	3月末決算の東証上場会社を前提として、2025年3月末を決算日とする事業年度において原則適用となる法令等（四半期の試験対象基準期も同様）

今後、法令等の改正があった場合には、その都度、原則適用の施行日より試験問題及びテキスト類がアップデートされます。

なお、IFRSへの対応については、本検定は原則適用の基準等を出題するというスタンスを維持しつつも、IFRSの任意適用の状況を勘案したうえで、IFRSの取扱い方針を明確化する予定です（詳細は本検定公式ホームページにて、十分な時間的余裕をもってアナウンスいたします）。

V 出題範囲及び主な出題内容

試験においては、大部分の問題が本公式テキストより出題されます。ただし、財務報告実務検定・開示様式理解編の試験委員会が実務上重要と判断した事項については、本公式テキストにおいて言及がなくても出題される場合があります。たとえば、会計基準等に関しては、開示資料の作成に必要な範囲で出題されることがあります。また、計算問題を含む総合問題も出題されますので、公式問題集、計算問題対策問題集で対策をしてください。

詳しい出題範囲は次の一覧表のとおりです。

〈出題範囲〉

試験科目	項目	主な出題内容
財務報告概論	ディスクロージャーの目的・分類・効果	総論、ディスクロージャーの分類、財務報告の範囲と開示プロセス、会計制度改革とディスクロージャー制度
	ディスクロージャーの体制と年間スケジュール	総論、年間スケジュール、本決算スケジュール
	財務報告基礎データの収集	決算・財務報告業務開始前に確認しておくべきデータ、データ収集のツールとしての連結パッケージ、有価証券報告書の各開示項目に必要なデータの概要、財務報告基礎データの収集体制の整備、他社事例の収集等

財務報告概論	財務報告に係る内部統制	総論、財務報告に係る内部統制の評価・報告の流れ、決算・財務報告プロセス等に係る内部統制構築上の留意点
	金融商品取引法	総論、有価証券届出書、有価証券報告書、四半期報告書、内部統制報告書、その他の開示書類、電子開示実務
	適時開示	総論、決算短信、四半期決算短信、決定事実・発生事実、不適正な適時開示に対する措置
	会社法	各事業年度において作成が必要となる財務情報等、会社の計算等に関する会社役員の実務責任
	その他	その他の提出書類等、IR と任意開示
財務報告各論 (金融商品取引法)	有価証券報告書	開示府令・財規・連結財規における規定内容、各数値の計算方法・整合性、表示に関する計算問題
	四半期報告書	開示府令・四半期財規・四半期連結財規における規定内容、有価証券報告書との相違、各数値の計算方法・整合性、表示に関する計算問題
	内部統制報告書	内部統制府令の規定内容、財務報告に係る内部統制基準・実施基準の規定内容
財務報告各論 (適時開示)	決算短信	取引所規則における規定内容、有価証券報告書との相違、各数値の計算方法・整合性、表示に関する計算問題
	四半期決算短信	取引所規則における規定内容、四半期報告書との相違、各数値の計算方法・整合性、表示に関する計算問題
	その他の適時開示等	決定事実・発生事実・コーポレート・ガバナンス報告書に関する取引所規則における規定内容
財務報告各論 (会社法)	招集通知	会社法、会社法施行規則の規定内容
	事業報告	会社法、会社法施行規則・会社計算規則の規定内容、有価証券報告書との相違
	連結計算書類	会社法、会社計算規則の規定内容、有価証券報告書との相違、各数値の計算方法・整合性、表示に関する計算問題
	計算書類等	会社法、会社計算規則の規定内容、有価証券報告書との相違、各数値の計算方法・整合性、表示に関する計算問題

Ⅵ 受験要項の概要

受験資格	なし
問題数	選択式 100 問 および総合問題 3 問（各総合問題は、計算問題を含む小問 2 ～ 3 問より構成）
試験時間	120 分
合格ライン (1,000 点満点中)	財務報告実務検定・開示様式理解編 Advanced・・・800 点以上
	財務報告実務検定・開示様式理解編 Standard・・・600 点以上 799 点以下
	財務報告実務検定・開示様式理解編 Basic・・・400 点以上 599 点以下
受験料	13,200 円（税込） ※財務報告実務検定会員は 11,000 円（税込）

※ 財務報告実務検定会員について

財務報告実務検定・開示様式理解編に合格すると（Basic、Standard、Advanced の種別は問いません）、「財務報告実務検定会員」になることができます（年会費は 13,200 円〈税込〉）。

財務報告実務検定会員には、最新のディスクロージャー実務情報のほか、ディスクロージャー関連の法令、会計基準、IFRS 等の最新情報、改正情報等の効率的な習得や財務報告実務検定・開示様式理解編のさらなる得点アップに役立つ会員限定の継続研修を受講できるほか、合格した試験の種類に応じ下記の資格が付与されるとともに、資格証に相当する会員証が発行されます。会員は下記の資格を名乗る（名刺や履歴書に記載することを含みます）ことができます。

詳細は本検定公式ホームページの会員限定コーナーをご覧ください。

<会員に付与される資格について>

合格した試験		会員登録後に付与される資格	英語名称	ロゴ
財務報告実務検定 【開示様式理解編】	Basic	ディスクロージャー・アド ミニストレーター	Certified Disclosure Administrator	
	Standard	ディスクロージャー・プロ フェッショナル	Certified Disclosure Professional	
	Advanced	上級ディスクロージャー・ プロフェッショナル	Certified Advanced Disclosure Professional	

Ⅶ 受験要項の詳細

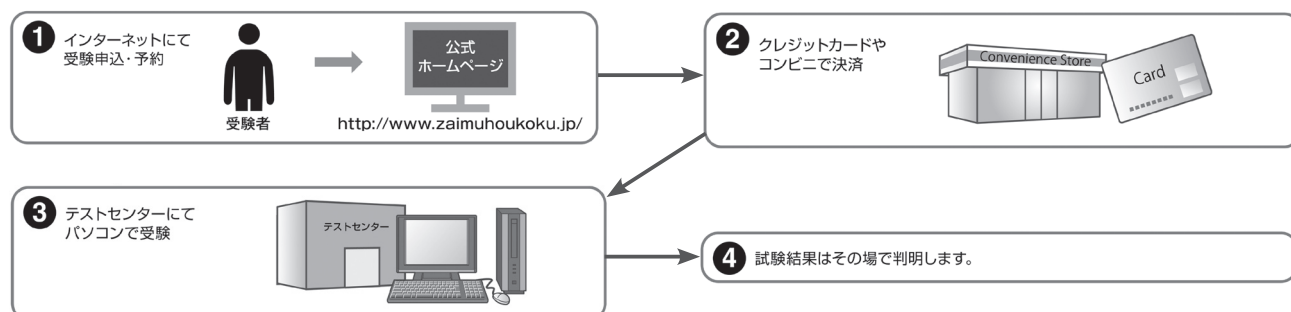
i 試験方式

CBT（Computer Based Testing）方式、つまりコンピュータを利用した試験です。

* CBT（Computer Based Testing）方式とは？

CBT 方式とは、コンピュータ画面上に表示されたテスト問題に、マウスやキーボードを使って解答する試験方式です。決められた場所や日時に受験することが求められる会場型の一斉テストと違い、CBT は試験会場が全国各地にあり、また、試験の日時も受験者が自由に選択できるため、忙しい社会人にも受験しやすいのが特徴です。

CBT 試験は、指定の各試験会場（自宅等において受験することはできません）において厳格な監督下（免許証等による本人確認、ビデオカメラによるカンニング防止等）で行われるため、TOEFL[®] 試験や証券外務員試験、海外では、医師国家試験（米国）、米国公認会計士試験、運転免許試験（英国）など公的要素の強い試験にも採用されています。また、同一人物が複数回受験した場合であっても、受験の度に試験問題がシャッフルされるため、前回受験時と試験内容が同じになることはありません。



ii 受験会場、試験実施日時及び申込期間

受験する方の都合に応じて、受験する会場（全国の主要都市をおおむねカバーしています）や日時を自由に選択できます。詳細は本検定公式ホームページ（下記 URL）でご確認ください。なお、受験のお申込みは、受験日の3日前まで可能です。また、申込月の翌月より3ヵ月先まで受験予約が可能です。

URL ⇒ <https://www.zaimuhoukoku.jp/>

iii 受験料

- * 13,200 円（税込）
- * 財務報告実務検定会員は 11,000 円（税込）

iv 受験申込先

本検定公式ホームページ（上記 URL）の「受験のお申し込み」ボタンをクリックし、案内に従ってお申し込みください（試験運用委託会社のホームページにリンクしています）。

v 受験資格

特にありませんが、日商簿記3級以上の知識があることが望まれます。

vi 問題数

選択式問題 100 問および総合問題 3 問

- * 総合問題は、計算問題を含む小問 2～3 問より構成されます。
- * 試験科目別の出題割合は右記のとおりです。

〈出題割合〉

財務報告概論		10～20%
財務報告各論	金融商品取引法	50～60%
	適時開示	10～20%
	会社法	10～20%

vii 計算機

受験者は電卓を試験会場にお持ち込みいただき、計算問題でご使用になれます。ただし、スマートフォンやタブレット等の電卓アプリのご使用は禁止されておりますので、ご注意ください（一般的な電卓専用機であれば問題ございません）。試験会場で電卓の貸し出しは行っておりませんが、万が一電卓をお忘れになっても、試験画面上に表示される PC 電卓はご利用いただけます。

viii 試験時間

120 分

Ⅶ 合格によって認定される能力

点数のレンジ	合格レベル	会員登録後に付与される資格	スキルレベル
1,000～800 点	財務報告実務検定 【開示様式理解編】 Advanced	上 級 デ ィ ス ク ロ ー ジャ ー ・ プ ロ フェ ッ シ ョ ナ ル	財務報告書類の作成・開示を指揮する能力を備えている 金融商品取引法・会社法・適時開示にまたがる各財務報告書類間の整合性や決算・財務報告プロセスの全体像を把握し、連結グループ各社、社内各部門及び監査法人・印刷会社・株主名簿管理人等の意見を調整しながら、財務報告書類の作成・開示をディレクションすることができる。
799～600 点	財務報告実務検定 【開示様式理解編】 Standard	デ ィ ス ク ロ ー ジャ ー ・ プ ロ フェ ッ シ ョ ナ ル	開示実務担当者としての能力を備えている 企業の業績数値や経営指標を用いて業績動向のドラフトを作成することができるとともに、(連結)財務諸表の作成過程において子会社・関連会社や社内の他部門と協働作業ができる。また、開示実務担当者として、(連結)財務諸表の表示及び注記に関する各種規定を熟知し、各開示書類のドラフティングを担う。
599～400 点	財務報告実務検定 【開示様式理解編】 Basic	デ ィ ス ク ロ ー ジャ ー ・ ア ド ミ ニ ス ト レ ー タ ー	開示実務の補助者としての能力を備えている 開示実務補助者として、財務報告書類のうち平易な開示項目について、基礎資料をもとに作成することができる。
399 点以下	— (称号なし)	— (会員登録不可)	開示実務に求められる最低限のスキルレベルに到達していないものと考えられる。

Ⅷ 試験結果の発表について

試験結果は試験直後に判明します。

また、後日、メールにて試験結果を再度お知らせするとともに、希望者には合格証明書を PDF にてメール、または郵送いたします。さらに、受験者は採点結果（正答率および全試験問題別の正否）を集計したスコアレポートを試験会場で印刷し、持ち帰ることができます。スコアレポートには総合得点、合格レベル、科目ごとのスコア、問題ごとの正解または不正解も表示されます。

なお、C B T 試験の性質上、スコアレポートに問題そのものは表示されない点にはご注意ください。

※スコアレポートに記載されている事項以外のお問い合わせ(問題文の内容や正答、解法等のお問い合わせ)には対応しておりません。

財務報告実務検定会員にご登録いただいた場合、資格認定証（カード）を後日、発行・郵送いたします。

ご注意ください！

受験要項については、適宜見直される可能性があります。受験要項の最新版については、本検定公式ホームページにてご確認ください。

URL ⇒ <https://www.zaimuhoukoku.jp/>

E-mail ⇒ info@zaimuhoukoku.jp

「財務報告実務検定・開示様式理解編公式テキスト」の利用方法と留意事項について

I 本書の利用方法

本書は、「財務報告概論」及び「財務報告各論」が収録された「解説編」と、「ひな型&チェックリスト編」の2分冊となっています。「解説編」では、まず「財務報告概論」にて、各財務報告の種類や法的位置づけ、スケジュール等財務報告実務の枠組み、全体像をしっかりと把握します。その後、「財務報告各論」にて、各財務報告における具体的な様式・記載上の注意点等を学習します。学習にあたっては、適宜「ひな型&チェックリスト編」を参照してください。その際、各財務報告間又は同一財務報告内における各項目間の記載内容・数値の関連性を意識することが重要となります。また、各開示書類において同様又は類似の開示内容となっている項目間の関連性については、〈xix〉ページ以下の〈開示書類間の関連性〉において確認することができます。

なお、「財務報告各論」は、学習効率を最大限に高めるため、「有価証券報告書」を中心に据えた構成となっています。それ以外の「四半期報告書」「決算短信」「計算書類」などは、「有価証券報告書」との差異を中心に学習するようになっています。

なお、「**上級** advanced」というマークの入っている項目には、内部統制に関する事項、高度な判断が必要となる開示項目や作成が難しい財務諸表注記事項等が含まれます。初学者の方は、このマークのある項目を飛ばして学習してください。高得点を狙う方は、これらの項目も十分に学習してください。

なお、財務報告実務検定・開示様式理解編では計算問題を含む総合問題も出題されます。総合問題については、公式問題集、計算問題対策問題集を用いた学習や対策が効果的です。

II 公式テキストの各論の構成について

「解説編」の各論

〔開示項目の整理〕

各開示項目は上位概念をつけて整理しています。また、編－章－開示項目の順で通し番号を付してあり、参照の際にはこの通し番号ですべて検索できるようになっています。

2-1-2	
報	第1 企業の概況
2	主要な経営指

〔位置づけ〕

各開示項目ごとに、開示の目的・意義を示しています。

位置づけ 連結、単体に関する投資判断に資する数値指標
イト情報」と呼ばれる。

〔参 照〕

ひな型&チェックリスト編の参照先を通し番号で示しています。通し番号はひな型&チェックリスト編の左右上部に付してあります。

参 照 ひな型編〔上3〕

〔解 説〕

各開示項目について、開示の根拠となる規則を中心に解説しています。必要に応じて各種コラムを参考にしてください。

解 説

1 記載の順序

連結財務諸表を作成している企業にあっては、連結経営
社の経営指標の順に記載する。

「コラム」 各種

〔実務担当者の準備作業〕

書類を実際に作成するシーンで、あらかじめ準備しておくべき事柄を整理しています。主に現場の担当者にとって重要になります。

実務担当者の準備作業

ハイライト情報への転記に備えて、各財務数値を一表に確認しやすいと考えられる。ただし、確定したと思われる中間的な資料を作成した場合には、書き替えの手間と修

〔内部統制上の重要ポイント〕

決算・財務報告プロセスに係る内部統制構築の際のポイントを明らかにしています。主に管理責任者にとって重要になります。

内部統制上の重要ポイント

- ① 前期の有価証券報告書のデータを一期分ずらして記入する者以外の者がチェックするようにしなければならない（ダブルチェック）
- ② ハイライト情報に記載されている株価収益率は予想ではない

〔ワンポイント・レッスン〕

実務に役立つ豆知識や、実務上の動向を紹介しています。

ワンポイント・レッスン

- 特定子会社とは、次に掲げる特定関係のいずれか一以上
一 当該提出会社の最近事業年度に対応する期間にお

〔投資家の視線〕

投資家サイドから見た当該情報の位置付けや、投資判断のツールとしての機能を解説しています。ある開示事項について、なぜそれが必要とされるのかを理解するのに有益です。

投資家の視線

1株当たり当期純利益は、EPS（Earnings Per Share）
資指標の一つである。株価＝当期予想 PER（Price Earnings Ratio）

「資料」 各種

以下の各項目は「資料」として参考にしてください。

〔関連条文等〕

各開示項目について、開示の根拠となる規則や会計基準等を明示しています。

資料

〔関連条文等〕

- ・ 開示府令第三号様式（記載上の注意）(5)、同第二号

〔必要となる資料・データ〕

各開示項目について、作成に際し、一般的に必要なとってくるデータを例示しています。

〔必要となる資料・データ〕

- ・ 各種財務資料との整合性を確認可能な一覧表
- ・ 決算日における株価

〔リファレンス〕

各開示資料あるいは他の開示資料との整合性（記述内容、金額等）を確認する際に留意すべき点を示しています。本書中の参照先は〔n - n - n〕と明示しています。

〔リファレンス〕

- ・ 連結財務諸表〔2 - 1 - 24 ~ 2 - 1 - 28〕
- ・ 連結財務諸表注記（1株当たり情報）〔2 - 1 - 50〕
- ・ 財務諸表〔2 - 1 - 57 ~ 2 - 1 - 59〕

「ひな型&チェックリスト編」

〔ひな型〕

宝印刷株式会社の記載例をベースとし、具体的な記述・数値を用いた財務報告書類のひな型を掲載しています。「解説編」の本文と交互に参照できるように、「ひな型&チェックリスト編」の各ページの左右上部に、解説編における通し番号（リファレンス）が振られておりますので、ご活用ください。

〔チェックリスト〕

財務報告に係る内部統制報告制度への対応の観点から、当該開示項目に関して留意すべきチェックポイントをリスト化しています。

〔チェックリスト〕

（作成プロセスの文書化）

本項目の作成プロセスは文書化されるとともに、元資算、承認権限者による承認がチェックリスト等により漏れよう制度化され、かつ、適切に運用されているか。

Ⅲ 本書を利用する際の留意事項

i 本書の基準時点と構成について

本書は、2024年3月期を試験対象基準期とする財務報告実務検定試験・開示様式理解編に対応しております。すなわち、本書は、2024年3月末決算の財務報告において原則適用となる法令等に準拠しています（早期適用は考慮していません）。また、四半期の財務報告については2024年3月末を決算日とする事業年度の四半期の財務報告において原則適用される規定に準拠しています（早期適用は考慮していません）。もっとも、学習の便宜の観点から、出版時点で公表済みの改正省令等については、必要に応じて改正情報を記載しております。

「ひな型&チェックリスト編」のひな型は、あくまで財務報告実務検定・開示様式理解編の学習の便宜の観点から記載事例のイメージをつかむために作成されたものであり、記載内容の細部を省略したり項目間を詰めて表示したりしている箇所がある点に留意してください。また、「ひな型」は財検電機株式会社という架空の会社における財務報告例を想定して作成されたものです。社名・人名・住所等は架空のものであり、実在する会社とは何ら関係がありません。

「ひな型&チェックリスト編」のⅠ～Ⅲのひな型が財検電機株式会社における記載事例となります（四半期は第2四半期を前提にしています）。「ひな型&チェックリスト編」のⅣに収録してある参考資料は、財検電機株式会社における記載事例とは別に、学習の便宜の観点から、記載例のサンプルを収録したものです。

ii 本書の執筆方針について

財務報告実務検定・開示様式理解編は、財務報告書類の標準的なフォームをしっかりと理解することにより、財務報告スキルのベースを作り上げることを目的としています。したがって、本書は以下のような方針に基づき執筆されています。

＊ 上場している一般事業会社（3月末決算／製造業）を前提としています。

上場とは、東京証券取引所への株式上場を想定しており、いわゆるプロ向け市場は対象外です。また、会社については下記の条件を前提としています。

- ・別記事業に該当しない
- ・連結あり（ただし、開示対象特別目的会社はなし）
- ・会計基準／表示の早期適用やIFRSの任意適用をしていない

＊ 注記事項については、できるだけ一般的な事項を扱うように配慮しています。そのため、重要性の低い注記については、学習の必要性の観点から、あえて取り上げていないものもあります。

＊ 財務報告実務検定・開示様式理解編は、開示の要件の理解に重きを置いていることから、会計基準等開示資料の元データの作成に必要な知識に関しては、開示資料の作成に必要な範囲の言及にとどめています。

＊ 「解説編」の各論は、重要性に応じて開示書類を取捨選択しており、すべての開示書類を網羅しているわけではありません。

- * 「ひな型&チェックリスト編」のひな型は、学習の便宜上、適宜加工・省略している箇所も含まれております。そのため、実際の開示実務とは異なる可能性がある点ご注意ください。また、リファレンスは解説編における通し番号となっていることから、「ひな型&チェックリスト編」では番号が不連続となっているページがあります。
- * 注記の記載順序については、財務諸表等規則などの規則における条文順とすることも考えられますが、本公式テキストでは宝印刷株式会社の記載例に概ね準拠しています。

iii チェックリストについて

「ひな型&チェックリスト編」のチェックリストについては、株式会社スリー・シー・コンサルティングの「有価証券報告書・決算短信チェックリスト」を、同社の許諾を得て、参考としています。同社の「有価証券報告書・決算短信チェックリスト」をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

株式会社スリー・シー・コンサルティング TEL：03-3276-3251（営業本部営業企画 G）

IV 2024年3月期（2023年8月1日版）基準の主な更新点

2024年3月期基準（2023年8月1日版）の主な更新点は次のとおりです（詳細は本検定公式ホームページをご覧ください）。

- ・2023年1月31日に公布・施行された「企業内容等の開示に関する内閣府令」等に対応し、有価証券報告書のサステナビリティ情報やコーポレートガバナンスに関する開示を更新

財務報告実務検定・開示様式理解編 試験に関するお問合せ先

財務報告実務検定事務局（一般社団法人日本 IPO 実務検定協会内）

担当者 事務局長 原田

住 所 東京都豊島区高田三丁目 28 番 8 号

T e l 03-5992-7688 F a x 03-3971-3667

U R L <https://www.zaimuhokoku.jp/> E-mail info@zaimuhokoku.jp

目次

はじめに	i
財務報告実務検定・開示様式理解編について	ii
「財務報告実務検定・開示様式理解編公式テキスト」の利用方法と留意事項について	vii
お問合せ先	x
凡例	xv
〈開示書類間の関連性〉	xvi

第1編 財務報告概論

第1章 ディスクロージャーの目的・分類・効果…………… 3

第1節 総論	4
第2節 ディスクロージャーの分類	7
第3節 財務報告の範囲と開示プロセス	9
第4節 会計制度改革とディスクロージャー制度	11
第5節 投資家との建設的な対話とコーポレート・ガバナンス	13

第2章 ディスクロージャーの体制と年間スケジュール…………… 17

第1節 総論	18
第2節 年間スケジュール	19
第3節 本決算スケジュール	21

第3章 財務報告基礎データの収集…………… 27

第1節 決算・財務報告業務開始前に確認しておくべきデータ	28
第2節 データ収集のツールとしての連結パッケージ	32
第3節 有価証券報告書の各開示項目に必要なデータの概要	34
第4節 財務報告基礎データの収集体制の整備	36
第5節 他社事例の収集等	38

第4章 財務報告に係る内部統制…………… 41

第1節 総論	42
第2節 財務報告に係る内部統制の評価・報告の流れ	44
第3節 決算・財務報告プロセス等に係る内部統制構築上の留意点	54

第5章 金融商品取引法…………… 63

第1節 総論	64
第2節 有価証券届出書	68
第3節 有価証券報告書	71
第4節 四半期報告書	73
第5節 内部統制報告書	74
第6節 その他の開示書類	75
第7節 電子開示実務	80

第6章 適時開示…………… 85

第1節 総論	86
第2節 決算短信	88
第3節 四半期決算短信	90
第4節 決定事実・発生事実	92
第5節 不適正な適時開示に対する措置	95

第7章 会社法..... 99

第1節 各事業年度において作成が必要となる財務情報等 100

第2節 会社の計算等に関する会社役員等の責任 104

第8章 その他..... 105

第1節 その他の提出書類等 106

第2節 IRと任意開示 111

第2編 財務報告各論—金融商品取引法

第1章 有価証券報告書..... 117

表紙 118

第一部 企業情報

第1 企業の概況

主要な経営指標等の推移 2-1-2 119

沿 革 2-1-3 124

事業の内容 2-1-4 125

関係会社の状況 2-1-5 127

従業員の状況 2-1-6 130

第2 事業の状況

経営方針、経営環境及び

対処すべき課題等 2-1-7 132

サステナビリティに関する考え方及び取組 2-1-8 135

事業等のリスク 2-1-9 136

経営者による財政状態、経営成績及び

キャッシュ・フローの状況の分析 2-1-10 138

経営上の重要な契約等 2-1-11 142

研究開発活動 2-1-12 144

第3 設備の状況

設備投資等の概要 2-1-13 145

主要な設備の状況 2-1-14 146

設備の新設、除却等の計画 2-1-15 148

第4 提出会社の状況

株式等の状況 2-1-16 149

自己株式の取得等の状況 2-1-17 156

配当政策 2-1-18 158

コーポレート・ガバナンスの状況等 2-1-19 159

第5 経理の状況 連結財務諸表等

経理の状況 冒頭 2-1-20 168

連結貸借対照表 2-1-21 170

連結損益計算書 2-1-22 181

連結包括利益計算書 2-1-23 188

連結株主資本等変動計算書 2-1-24 190

連結キャッシュ・フロー計算書 2-1-25 192

継続企業の前提に関する事項 2-1-26 196

連結財務諸表作成のための

基本となる重要な事項 2-1-27 199

重要な会計上の見積りに関する注記 205

会計上の変更と誤謬の訂正 2-1-28 207

未適用の会計基準に関する注記 214

追加情報 215

注記事項～連結貸借対照表関係 2-1-29 217

注記事項～連結損益計算書関係 2-1-30 220

注記事項～連結包括利益計算書関係 2-1-31 223

注記事項～連結株主資本等変動計算書関係
2-1-32 225注記事項～連結キャッシュ・フロー
計算書関係 2-1-33 227

注記事項～リース取引関係 2-1-34 229

注記事項～金融商品関係 2-1-35 231

注記事項～有価証券関係 2-1-36 237

注記事項～デリバティブ取引関係 2-1-37 240

注記事項～退職給付関係 2-1-38 242

注記事項～ストック・オプション等関係 2-1-39 245

注記事項～税効果会計関係 2-1-40 248

注記事項～企業結合等関係 250

注記事項～資産除去債務関係 2-1-41 252

注記事項～賃貸等不動産関係 253

注記事項～公共施設等運営事業関係 256

注記事項～収益認識関係 2-1-42 258

注記事項～棚卸資産関係 262

注記事項～セグメント情報等 2-1-43 263

注記事項～関連当事者情報 2-1-44 268

注記事項～1株当たり情報 2-1-45 273

注記事項～重要な後発事象 2-1-46 277

連結附属明細表～社債明細表 2-1-47 280

連結附属明細表～借入金等明細表 2-1-48 282

連結附属明細表～資産除去債務明細表 2-1-49 284

その他 2-1-50 285

第5 経理の状況 財務諸表等

単体開示の簡素化	287
貸借対照表 2-1-51	290
損益計算書 2-1-52	298
株主資本等変動計算書 2-1-53	303
重要な会計方針、会計方針の変更等 及び追加情報 2-1-54	305
財務諸表注記事項の取扱い	307
注記事項～貸借対照表関係 2-1-55	309
注記事項～損益計算書関係 2-1-56	311
注記事項～有価証券関係 2-1-57	313

注記事項～収益認識関係	314
注記事項～有形固定資産等明細表 2-1-58	318
附属明細表～引当金明細表 2-1-59	320
主な資産及び負債の内容 2-1-60	321
その他 2-1-61	322

第6 提出会社の株式事務の概要

提出会社の株式事務の概要 2-1-62	323
---------------------	-----

第7 提出会社の参考情報

提出会社の参考情報 2-1-63	324
------------------	-----

第二部 提出会社の保証会社等の情報

提出会社の保証会社等の情報 2-1-64	325
----------------------	-----

その他

独立監査人の監査報告書 2-1-65	326
特例財務諸表提出会社の特例 2-1-66	333

第2章 四半期報告書…………… 335

表紙 2-2-1	336
----------	-----

第1 企業の概況 主要な経営指標等の推移

主要な経営指標等の推移 2-2-2	337
事業の内容 2-2-3	339

第2 事業の状況

事業等のリスクその他 2-2-4	340
------------------	-----

第3 提出会社の状況

株式等の状況その他 2-2-5	343
-----------------	-----

第4 経理の状況

経理の状況 冒頭 2-2-6	345
----------------	-----

第4 経理の状況 四半期連結財務諸表

四半期連結貸借対照表 2-2-7	346
四半期連結損益計算書 2-2-8	350
四半期連結包括利益計算書 2-2-9	353
四半期連結キャッシュ・フロー計算書 2-2-10	354
継続企業の前提に関する事項 2-2-11	355
連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更・ 会計の方針の変更等	357

四半期連結財務諸表の作成にあたり

適用した特有の会計処理	360
会社等の財政状態等に関する事項で、 当該企業集団の財政状態等の判断に影響を 与えると認められる重要なもの	361
追加情報	362
注記事項～四半期連結貸借対照表関係 2-2-12	363
注記事項～四半期連結損益計算書関係 2-2-13	364
注記事項～四半期連結キャッシュ・フロー 計算書関係 2-2-14	365
注記事項～株主資本等関係 2-2-15	366
注記事項～セグメント情報 2-2-16	367
注記事項～金融商品関係 2-2-17	369
注記事項～有価証券関係 2-2-18	371
注記事項～デリバティブ取引関係 2-2-19	372
注記事項～企業結合等関係	373
注記事項～収益認識関係 2-2-20	374
注記事項～1株当たり情報 2-2-21	375
注記事項～重要な後発事象 2-2-22	377
その他 2-2-23	378

第二部 提出会社の保証会社等の情報

第4 経理の状況

提出会社の保証会社等の情報 2-2-24	379
----------------------	-----

その他

独立監査人の四半期レビュー報告書 2-2-25	380
-------------------------	-----

第3章 内部統制報告書…………… 385

内部統制報告書 2-3-1	386
内部統制監査報告書 2-1-64	389

第3編 財務報告各論—適時開示

第1章 決算短信…………… 393

サマリー情報	
サマリー情報 3-1-1	394

添付資料（必須）

経営成績等の概況 3-1-2	407
継続企業の前提に関する重要事象等	410
会計基準の選択に関する	
基本的な考え方 3-1-3	411
連結財務諸表及び主な注記 3-1-4	412

第2章 四半期決算短信…………… 413

サマリー情報	
サマリー情報 3-2-1	414

添付資料（必須）

取引所が記載を要請している事項 3-2-2	419
-----------------------	-----

第3章 その他の適時開示等…………… 421

決定事実と発生事実の開示	422
決算関連情報に関する開示	425
コーポレート・ガバナンス報告書	427

第4編 財務報告各論—会社法

第1章 招集通知…………… 443

招集通知 4-1-1	444
------------	-----

第2章 事業報告…………… 449

株式会社の現況に関する事項 4-2-1	450
株式会社の株式に関する事項 4-2-2	456
株式会社の新株予約権等に関する事項 4-2-3	458
株式会社の会社役員に関する事項 4-2-4	460
会計監査人の状況 4-2-5	467
会社の体制及び方針 4-2-6	470
特定完全子会社	474
親会社等との取引	475
事業報告の附属明細書	476

第3章 連結計算書類…………… 477

連結貸借対照表 4-3-1	478
連結損益計算書 4-3-2	480
連結株主資本等変動計算書 4-3-3	482
連結注記表 4-3-4	483

第4章 計算書類等…………… 489

貸借対照表 4-4-1	490
損益計算書 4-4-2	491
株主資本等変動計算書 4-4-3	492
個別注記表 4-4-4	493
計算書類の附属明細書	
有形固定資産及び無形固定資産の明細 4-4-5	501
計算書類の附属明細書	
引当金の明細 4-4-6	503
計算書類の附属明細書	
販売費及び一般管理費の明細 4-4-7	504
会計監査人の監査報告書 4-4-8	505
監査役(会)の監査報告書 4-4-9	507

凡 例

〔金融商品取引法関連〕

本書における略称	正式名称
金商法	金融商品取引法
施行令	金融商品取引法施行令
開示府令	企業内容等の開示に関する内閣府令
開示ガイドライン	企業内容等の開示に関する留意事項について
財規	財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則
財規ガイドライン	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について
連結財規	連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則
連結財規ガイドライン	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について
四半期財規	四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則
四半期財規ガイドライン	「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について
四半期連結財規	四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則
四半期連結財規ガイドライン	「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について
監査証明府令	財務諸表等の監査証明に関する内閣府令
監査証明ガイドライン	「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」の取扱いに関する留意事項について
内部統制府令	財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令
内部統制府令ガイドライン	「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令」の取扱いに関する留意事項について
内部統制基準	財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準
内部統制実施基準	財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準
EDINET	Electronic Disclosure for Investors' NETwork：金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム

〔会社法関連〕

会規	会社法施行規則
計規	会社計算規則

〔金融商品取引所関連〕

上規	東京証券取引所 有価証券上場規程
上施規	東京証券取引所 有価証券上場規程施行規則
TDnet	Timely Disclosure network：適時開示情報伝達システム

〔その他〕

FASF	Financial Accounting Standards Foundation ：公益財団法人 財務会計基準機構
IAS	International Accounting Standards：国際会計基準
IFRS	International Financial Reporting Standards：国際財務報告基準
XBRL	eXtensible Business Reporting Language ：財務報告用に標準化された XML ベースの言語

〈開示書類間の関連性〉

※網掛け部分は、セグメント情報に関連付けて記載が求められる箇所。

決算短信	有価証券報告書	事業報告等
I サマリー情報 I 1 連結業績 I 1 (1) 連結経営成績 I 1 (2) 連結財政状態 I 1 (3) 連結キャッシュ・フローの状況 I 2 配当の状況 I 4 (3) 発行済株式数（普通株式） （参考）個別業績の概要 I 1 個別業績 I 1 (1) 個別経営成績 I 1 (2) 個別財政状態	第一部 【企業情報】 第1 【企業の概況】 1 【主要な経営指標等の推移】	I 会社の現況に関する事項 I 9 直前三事業年度の財産及び損益の状況
	2 【沿革】	
	3 【事業の内容】	I 11 主要な事業内容
	4 【関係会社の状況】	I 10 重要な親会社及び子会社の状況
	5 【従業員の状況】	I 13 使用人の状況
II 添付資料 II 1 (4) 今後の見通し	第2 【事業の状況】 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】 3 【事業等のリスク】	I 8 対処すべき課題
II 添付資料 II 1 経営成績等の概況 II 1 (1) 当期の経営成績の概況 II 1 (2) 当期の財政状態の概況 II 1 (3) 当期のキャッシュフローの概況 (c) 継続企業の前提に関する重要事象等	4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	I 1 事業の経過及びその成果 I 3 資金調達の状況 I 14 主要な借入先 I 15 その他株式会社の概況に関する重要な事項
	5 【経営上の重要な契約等】	I 4 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況 I 5 他の会社の事業の譲受の状況 I 6 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 I 7 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
	6 【研究開発活動】	
	第3 【設備の状況】 1 【設備投資等の概要】 2 【主要な設備の状況】 3 【設備の新設、除却等の計画】	I 2 設備投資の状況 I 12 主要な営業所及び工場
I 4 (3) 発行済株式数（普通株式）	第4 【提出会社の状況】 1 【株式等の状況】 (1) 【株式の総数等】 (2) 【新株予約権等の状況】 (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】 (5) 【所有者別状況】 (6) 【大株主の状況】 (7) 【議決権の状況】 (8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】 2 【自己株式の取得等の状況】	II 会社の株式に関する事項 III 会社の新株予約権等に関する事項 II 2 その他株式に関する重要な事項 II 1 大株主 II 2 その他株式に関する重要な事項
	3 【配当政策】	VI 3 剰余金の配当等の決定に関する方針
	4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】 (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】 (2) 【役員の状況】 (3) 【監査の状況】 (4) 【役員の報酬等】 (5) 【株式の保有状況】	IV 会社役員に関する事項 IV 1 取締役及び監査役の氏名等 IV 1 (4) 監査役又は監査委員が職務及び会計に関する相当程度の知見を有している場合は、その事実 IV 1 (5) 辞任した会社役員又は解任された会社役員に関する事項 IV 2 取締役及び監査役の報酬等の額 IV 2 社外役員に関する事項 V 会計監査人の状況 VI 会社の体制及び方針

Ⅱ 3 連結財務諸表 Ⅱ 3 (1) 連結貸借対照表 Ⅱ 3 (2) 連結損益及び包括利益計算書又は連結損益計算書及び連結包括利益計算書 Ⅱ 3 (3) 連結株主資本等変動計算書 Ⅱ 3 (4) 連結キャッシュ・フロー計算書	第5 【経理の状況】 1 【連結財務諸表等】 (1) 【連結財務諸表】 ① 【連結貸借対照表】 ② 【連結損益及び包括利益計算書】又は【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】 ③ 【連結株主資本等変動計算書】 ④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】	連結計算書類 連 1 連結貸借対照表 連 2 連結損益計算書 連 3 連結株主資本等変動計算書
Ⅱ 3 (5) 連結財務諸表に関する注記事項 Ⅱ 3 (5) 継続企業の前提に関する注記	【注記事項】 (継続企業の前提に関する事項) (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 1. 連結の範囲に関する事項 2. 持分法の適用に関する事項 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項 4. 会計方針に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ① 有価証券 ② 棚卸資産 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 (3) 重要な引当金の計上基準 (4) 重要な収益及び費用の計上基準 (5) 重要なヘッジ会計の方法 (6) のれんの償却方法及び償却期間 (7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 (8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 6. その他連結財務諸表作成のための重要な事項 (重要な会計上の見積り) (会計方針の変更) (未適用の会計基準等) (表示方法の変更) (会計上の見積りの変更) (追加情報)	連 4 連結注記表 連 4 (1) 継続企業の前提に関する注記 連 4 (2) 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 連 4 (3) 会計方針の変更に関する注記 連 4 (4) 表示方法の変更に関する注記 連 4 (4の2) 会計上の見積りに関する注記 連 4 (5) 会計上の見積りの変更に関する注記 連 4 (6) 誤謬の訂正に関する注記
Ⅱ 3 (5) (セグメント情報) Ⅱ 3 (5) (1株当たり情報) Ⅱ 3 (5) (重要な後発事象)	(連結貸借対照表関係) (連結損益計算書関係) (連結包括利益計算書関係) (連結株主資本等変動計算書関係) (連結キャッシュ・フロー計算書関係) (リース取引関係) (金融商品関係) (有価証券関係) (デリバティブ取引関係) (退職給付関係) (ストック・オプション関係) (税効果会計関係) (企業結合等関係) (資産除去債務関係) (賃貸等不動産関係) (公共施設等運営事業関係) (収益認識関係) (棚卸資産関係) (セグメント情報等) 【関連当事者情報】 (開示対象特別目的会社関係) (1株当たり情報) (重要な後発事象) ⑤ 【連結附属明細表】 【社債明細表】 【借入金等明細表】 【資産除去債務明細表】 (2) 【その他】	連 4 (7) 連結貸借対照表に関する注記 連 4 (9) 連結株主資本等変動計算書に関する注記 連 4 (12) 金融商品に関する注記 連 4 (13) 賃貸等不動産に関する注記 連 4 (16) 1株当たり情報に関する注記 連 4 (17) 重要な後発事象に関する注記 連 4 (18の2) 収益認識に関する注記 連 4 (19) その他の注記
	2 【財務諸表等】 (1) 【財務諸表】 ① 【貸借対照表】 ② 【損益計算書】 ③ 【株主資本等変動計算書】	計算書類 個 1 貸借対照表 個 2 損益計算書 個 3 株主資本等変動計算書

	【注記事項】 (継続企業の前提に関する事項) (重要な会計方針) 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法 3. 固定資産の減価償却の方法 4. 繰延資産の処理方法 5. 引当金の計上基準 6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (重要な会計上の見積り) (会計方針の変更) (表示方法の変更) (会計上の見積りの変更) (追加情報)	個 4 個別注記表 個 4 (1) 継続企業の前提に関する注記 個 4 (2) 重要な会計方針に係る事項に関する注記 個 4 (3) 会計方針の変更に関する注記 個 4 (4) 表示方法の変更に関する注記 個 4 (4の2) 会計上の見積りに関する注記 個 4 (5) 会計上の見積りの変更に関する注記 個 4 (6) 誤謬の訂正に関する注記
	(貸借対照表関係) (損益計算書関係) (有価証券関係) (税効果会計関係) (収益認識関係) (重要な後発事象)	個 4 (7) 貸借対照表に関する注記 個 4 (8) 損益計算書に関する注記 個 4 (9) 株主資本等変動計算書に関する注記 個 4 (11) リースにより使用する固定資産に関する注記 個 4 (10) 税効果会計に関する注記 個 4 (16) 1株当たり情報に関する注記 個 4 (17) 重要な後発事象に関する注記 個 4 (15) 関連当事者との取引に関する注記 個 4 (18) 連結配当規制適用会社に関する注記 個 4 (18の2) 収益認識に関する注記 個 4 (19) その他の注記
I ※決算短信は公認会計士又は監査法人の監査の対象外である旨の表示	④ 【附属明細表】 【有価証券明細表】 【有形固定資産等明細表】 【引当金明細表】 第6 【提出会社の株式事務の概要】 第7 【提出会社の参考情報】 1 【提出会社の親会社等の情報】 2 【その他の参考情報】 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	附属明細書 有形固定資産及び無形固定資産の明細 引当金の明細 販売費及び一般管理費の明細
I 3 連結業績予想 I ※業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項	監査報告書 有価証券報告書の添付書類	会計監査人監査報告書 監査役会監査報告書

第1節 総論

1 ディスクロージャーの意義と目的

企業は、利益の獲得を目的として、人的・物的資源、資金及び情報といった経営資源の蓄積とその効率的な運用を通じて財貨・用役を広く社会に提供し、その対価を得て継続的に事業を営む経済主体である。

公共的・社会的存在であると言われる今日の企業（とりわけ大規模公開会社）は、その活動の利益の計算を正確に行い、その配分を適正に行う必要がある。継続企業（ゴーイング・コンサーン）として成長・発展していくためには、株主・債権者のような資本提供者のみならず、企業に直接・間接に関与する様々な利害関係者集団に対して企業情報を適時に公表し、円滑なコミュニケーションを確保することが必要不可欠となっている。

このように企業がその経済活動に関する情報を、企業を取り巻く利害関係者集団に対して公表すること—社会に対する企業の情報伝達行為—をディスクロージャー（企業開示）という。

企業会計（財務会計）は、このような営利を目的とする経済体（企業）を対象とし、その経済活動を主として貨幣額によって記録・計算・整理し、財務諸表（Financial Statements）を作成・報告する。財務諸表はディスクロージャーの中心的なメディア（媒体）である。したがって、財務諸表その他会計関連情報を開示する場合には、会計ディスクロージャーともいわれる。

ディスクロージャーの目的ないし機能は、主に①アカウンタビリティ（説明責任）の履行、②投資意思決定を支援するための情報提供、の各観点から説明しうる。

ディスクロージャーと利害関係者集団



1 会計責任とアカウンタビリティ

第一に、アカウンタビリティ（accountability）は広く「説明責任」を意味するものと理解されているが、会計学においては、ここから「会計責任」が派生されてきた。会計責任は、資本として拠出された財産の委託—受託関係を基礎とした財産の管理・運用に係る責任（受託責任）を負う受託者が、資本提供者、すなわち持分権者に対して、その財産の増減の顛末について事後的に説明する責任である。株式会社においては、狭義には、経営者が株主に対して、株主から拠出された資金をいかに管理・運用して、どれだけの成果を上げたのかを説明する責任を負う。このような説明の手段として歴史的に財務諸表が用いられてきたのである。

したがって、資本として拠出された財産の委託—受託関係が存在しないところに明確なアカウンタビリティは成立しない。これが会計学における伝統的な考え方である。

だが、このように理解を「企業と社会との関係」に拡張するならば、「会計責任」概念は、「社会的アカウンタビリティ」と拡張されることになる。

すなわち、企業は利害関係者集団間の利害調整を図り、社会的な正統性（legitimacy）を確保していくために、その求めに応じてアカウンタビリティを履行する必要が生じる。法的な契約関係を越えたこのような企業の社会的責任に基づくアカウンタビリティ—社会的アカウンタビリティ—においては、ディスクロージャーの対象が持分権者ととどまらず、広く利害関係者集団に拡がるとともに、その開示要求に基づいて非財務的・物量的・記述的な情報—社会関連情報—が中心となる点で、会計責任の意味内容も拡張されることになる。

	証券取引所の規則 (適時開示)	金融商品取引法	会社法
3月	(期末たな卸、内部統制の整備・運用評価等、決算準備)		
4月	業績予想の修正 (配当予想の修正)		
	計算書類に関する監査対応		
5月	決算短信の公表		株主総会招集通知 (広義)の作成
6月	コーポレート・ガバナンス 報告書、独立役員届出書の 更新等、適宜必要な開示	有価証券報告書・ 内部統制報告書の提出	招集通知の発送 株主総会の開催 (期末配当)
7月	四半期報告書に関するレビュー対応 第1四半期決算短信の公表		
8月		第1四半期報告書の提出 (45日以内)	
9月			
10月	四半期報告書に関するレビュー対応 第2四半期決算短信の公表		
11月		第2四半期報告書の提出 (45日以内)	
12月			
1月	四半期報告書に関するレビュー対応 第3四半期決算短信の公表		
2月		第3四半期報告書の提出 (45日以内)	
3月	(期末たな卸、内部統制の整備・運用評価等、決算準備)		

3 決算発表スケジュールに関する最近の改正

東京証券取引所と日本証券業協会が提言「四半期決算に係る適時開示の見直し、IFRS 任意適用を踏まえた上場規制制度の整備について」(2010年3月24日)に基づいて有価証券上場規程が改正された結果、2010年6月1日以後に新設された上場会社から、四半期決算短信について30日以内の早期開示要請が求められることとなった。ただし、上場会社内部における重要情報の滞留を速やかに解消する観点から、早期の四半期決算短信の開示が望ましいとする要請は引き続き行われている。実務的には、四半期報告書は45日以内に開示しなければならないため、四半期決算短信は少なくとも四半期報告書よりも早期に開示することとなる。

また、上場規程第15条により、上場会社は通期決算に係る決算の内容が定まった場合、直ちにその内容を開示すること義務付けられている。あわせて、投資者ニーズによって開示すべき内容を上場会社が柔軟に決定することができるようになっている。

なお、東京証券取引所から、2017年2月10日付で、有価証券上場規程及び決算短信作成要領・四半期短信作成要領の改正が公表されたが、改正後の作成要領等の注意事項等では、決算短信等においては監査等の終了を待たずに決算の内容が定まった時点で速やかに開示する旨が新たに記載されている。これは、決算短信等の意義が法定開示に対する速報にあり、監査等の対象外であることから、早期開示を要請するものである。

第3節 有価証券報告書の各開示項目に必要なデータの概要

先に述べたように、親会社管理部門が保有しているデータと連結パッケージに記載された子会社データにより有価証券報告書は作成される。その各開示項目とデータとの関係はおおむね以下の表のようになっている。

第一部 企業情報	
第1 企業の概況	
1 主要な経営指標等の推移	前年度有価証券報告書 当期の連結財務諸表等 当期の個別財務諸表等連結パッケージ（従業員の状況等） 総務部門保有の発行済株式に関するデータ 株価データ
2 沿革	前年度有価証券報告書 連結パッケージ（沿革に関する内容） 総務部門から提出された沿革資料
3 事業の内容	前年度有価証券報告書 連結パッケージ（事業内容及び事業の状況に関する記載内容）
4 関係会社の状況	前年度有価証券報告書 連結パッケージ（子会社に関する記述） 連結パッケージ（親会社に関する債務明細等）
5 従業員の状況	連結パッケージ（従業員の状況に関する記述） 人事管理部門が保有する期末在籍表等
第2 事業の状況	
1 経営方針、経営環境及び対処するべき事項等	前年度有価証券報告書 連結パッケージ（事業の状況・セグメント別事業実績の概要等に関する記述）
2 事業等のリスク	連結パッケージ（事業の状況・セグメント別事業実績の概要等に関する記述）
3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	連結パッケージ（事業の状況・セグメント別事業実績の概要等に関する記述）
4 経営上の重要な契約等	経営企画室等が作成した各種報告書 総務部門が保有する契約書綴り・取締役会議事録
5 研究開発活動	親会社経営企画室等が作成した事業予算計画
第3 設備の状況	
1 設備投資等の概要	経営企画室等がまとめている設備等に対する投資計画及び投資に関する実績報告
2 主要な設備の状況	連結パッケージ（設備・投資の状況等に関する記述） 取締役会議事録
3 設備の新設、除却等	固定資産台帳 当期の連結財務諸表
第4 株主等の状況	
1 株式等の状況	前年度有価証券報告書 過年度の事業報告・株主総会招集通知等 株主名簿管理人発行の各種報告書 新株予約権原簿・ストックオプション契約書等 株主名簿
2 自己株式等の状況	株主名簿
3 配当政策	経営企画室等がまとめている事業計画等

5

前期の決算仕訳一覧を作成・利用して、定型的な仕訳について起票漏れが生じないように配慮されているか

定型的な決算処理仕訳については、前期資料や「決算マニュアル」等により、前期と整合した方法で起票されていることを確認する。

6

決算処理事項のうち非定型・不規則な会計処理、見積りあるいは予測を伴う会計処理については、十分な証拠により裏付けられ、承認されているか

非定型・不規則な会計処理、見積りあるいは予測を伴う会計処理については、十分な証拠にて裏付けられ、所定の権限者により承認されることが「決算マニュアル」等に規定されていることを確認する。また、根拠資料を閲覧し、非経常的あるいは見積りを伴う会計処理が所定の権限によって承認されていることを確認する。

7

複雑な会計処理が発生した場合は、親会社の経理担当が外部の専門家等による処理方法を確認を行っているか

複雑な会計処理が発生した場合は、親会社の経理担当がコンサルティング会社・顧問税理士などの外部専門家と会計処理等について協議しているかどうかを確認する。

6

単体財務諸表作成

1

財務諸表について対前年度などの検閲などを行ううえで、所定の権限者によって承認されているか

「経理規程」「職務権限表」等により承認者の権限と承認関連書類を承認する旨規定されていることを確認する。また、承認者は、予算や前年度との比較により、会計処理に誤りがないか検討を行ったうえで承認していることを確認する。

財務諸表は、取締役会承認を得ているか

「取締役会規程」等により財務諸表が取締役会で承認されることとなっていることを確認し、実際に財務諸表が承認されていることを取締役会議事録で確認する。

7

連結財務諸表作成

1

連結範囲を決定する際に、すべての子会社、関連会社について検討が行われ、適切に処理されているか

連結の範囲を決定する際には、一般に公正妥当と認められる会計基準に則り、すべての子会社、関連会社等について検討が行われ、連結の範囲に含められた子会社、関連会社等が適切に処理されていることを確認する。

2

連結決算に必要な子会社、関連会社等の財務情報等を収集するため、連結パッケージの様式が設計され、使用されているか

連結パッケージ（第2節1参照）の様式を閲覧し、連結決算のために必要となる子会社等の財務情報等が網羅的に収集できているかを確認し、また、実際に連結パッケージが子会社等に配付され、使用されているかを確認する。

3

連結パッケージについて、親会社への提出期限等の記載上の留意事項を子会社、関連会社等に周知しているか

子会社等の経理担当者に対して決算スケジュールを通知するとともに、決算上の留意事項等があれば子会社等の経理担当者へ通知されているかを確認する。

4

子会社等から収集された連結パッケージについて検討（対前年度比較、対前年度予算比較、対前年度決算比較等）がなされているか

子会社等から収集される連結パッケージは、連結担当者によって各社から対前年度予算比較、対前年度決算比較や異常な増減等の原因分析がなされ、所定の権限者により承認されているかを確認する。

5

子会社、関連会社等の決算内容は連結財務諸表に正しく反映されているか

連結担当者が、連結精算表等の子会社等の個別財務諸表が正確に反映されていることを確認し、所定の権限者の承認を得る旨「経理規程」に定めていることを確認する。また、連結精算表等を閲覧し、子会社等の個別財務諸表が正確に反映されていることを所定の権限者が承認していることを確認する。

6

連結会社間の債権債務が適切に処理され、連結仕訳が正しく入力されていることを確認しているか

連結担当者は、子会社等から送付されるパッケージ上の債権・債務、内部取引額が一致していることを確認するとともに、所定の権限者の承認後に連結仕訳を入力していることを確認する。

7

連結財務諸表は取締役会の承認を得ているか

取締役会規程により、連結財務諸表が取締役会で承認されることとなっていることを確認し、実際に連結財務諸表が取締役会で承認されていることを取締役会議事録で確認する。

8 開示事項及び注記事項

1 有価証券報告書等の前期の数字が入る箇所には、前期の数字が正しく転記されているか

有価証券報告書等の前期の数字が入る箇所の転記について、入力担当者以外の者が前期有価証券報告書等と照合し、所定の権限者の承認を受けているか確認する。

2 法令等の改正により新たに適用される開示項目について早期に検討し、必要に応じて専門家の助言等と協議しているか

外部のセミナー等に出席するなどして、法令等の改正により新たに適用される開示項目について早期に検討し、必要に応じて会計・法律の専門家や監査人等と協議していることを確認する。

3 「開示チェックリスト」等を使用して、開示事項の網羅性をチェックしているか

経理知識と経験を十分に有する人員が、「開示チェックリスト」等を使用して、開示事項の網羅性を確保していることを確認する。

4 開示事項の基礎データは、適切に収集・整理され、活用されているか

開示事項の基礎データは、適切に収集・整理され、活用・ファイリングされ、資料作成者以外の者により検証・照合が行われ、正確・信頼性が高いものであることを確認する。修正事項が生じた場合には、担当者による修正の後に、再度検証されることを確認する。

5 注記事項は、適切な形式で整理されて作成されているか

注記事項について、所定の権限者の承認により注記の基礎資料の内容が吟味され、承認されていることを確認する。

1 会計システムへの不正アクセスを防止するために、担当者ごとに ID・パスワードが設定され、定期的に変更されているか

「職務権限表」「アクセス権限表」により、職務権限に対応したアクセス権限が定められていることを確認する。また、会計システムに ID・パスワードの設定、変更のルールがあり、実際に運用されていることを確認する。

第7節 電子開示実務

1 編

2 編

3 編

4 編

第5章
金融商品取引法

1 電子開示とXBRL

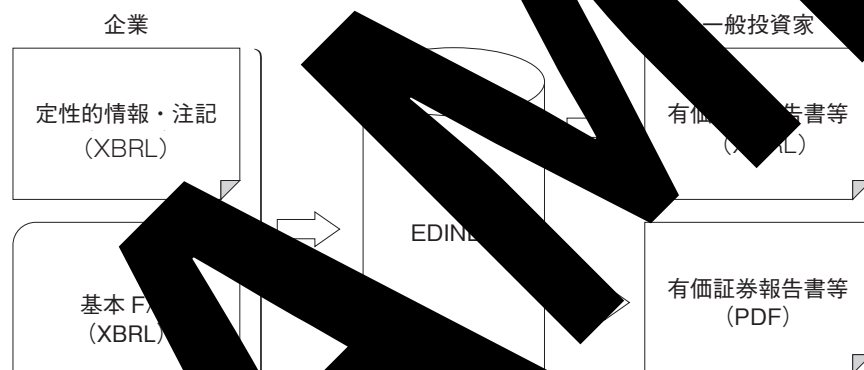
わが国のディスクロージャー制度のうち、会社法においては招集通知のWEB開示（金融商品取引法第119条第1項第1号の2）（以下「WEB修正」（以下「1-1-1」参照）といった方法で、限定的に電子開示を取り入れているのに対して、金融商品取引法による電子開示及び証券取引所の適時開示においては、EDINETやTDnetのXBRL（eXtensible Business Reporting Language）対応を中心にして電子開示実務が進んでいる。XBRLとは、財務情報を作成・流通・活用できるように標準化されたXMLベースの言語である。

有価証券報告書や有価証券届出書等は、その全文をXBRLにより作成し、EDINETを通じて金融庁に提出することになる。

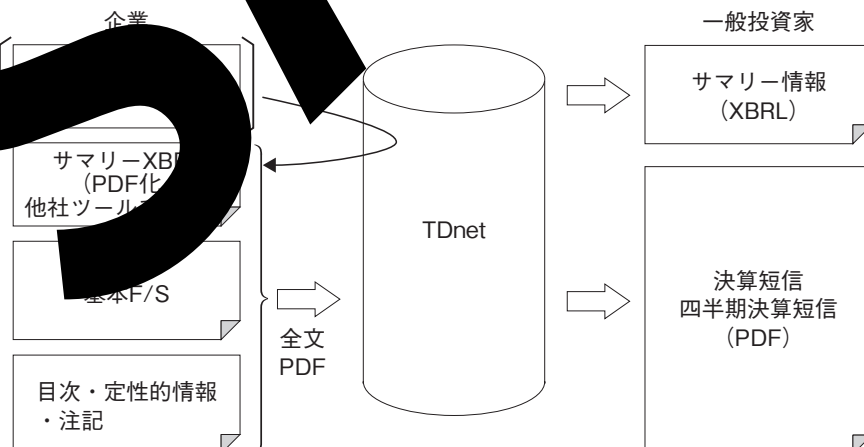
証券取引所の適時開示においては、（四半期）決算短信の開示にあたりTDnetでサマリー情報を入力又は他社ツールで作成されたXBRL形式のデータを登録する。決算短信の財務諸表部分についてはEDINETに登録するXBRL財務諸表データをそのもとで登録して公開するとされ、一般投資家は、TDnet（例えば東京証券取引所ホームページの「適時開示情報閲覧サービス」）に登録されたサマリー財務諸表等をダウンロードすることもできるし、全文PDFをダウンロードすることもできる。このように、わが国の電子開示実務は、XBRLを媒介にしてEDINETとTDnetを活用しながら進んでいる。

電子開示とXBRL

① 金融商品取引法による電子開示



② 証券取引所の適時開示による電子開示



2 主要な経営指標等の推移

位置づけ 連結、単体に関する投資判断に資する数値指標を見やすく一覧にしたもの。いわゆる「ハイライト情報」と呼ばれる。

参 照 ひな型編〔2-1-2〕

解 説

1 記載の順序

連結財務諸表を作成している企業にあっては、連結経営指標を先に記載し、次に個別財務諸表に係る単体の経営指標の順に記載する。

2 各種指標との整合性チェック

連結財務諸表、個別財務諸表のさまざまな数値や財務指標の整合性を確認し、整合性がないものをまとめる必要がある。連結財務諸表が完成した後に、誤りがないよう転記しなければならない。

実務担当者の準備作業

ハイライト情報への転記に備えて、各数値を一表にまとめる必要資料があると、校閲・監査の際に確認しやすいと考えられる。ただし、誤りと思われる資料が財務諸表に修正が入ったりする等、中間的な資料を作成した場合には、書き換えや修正し忘れるリスクが伴う。自動で更新可能な状態にする等、リスクを低減させる工夫が必要である。

3 数値の継続性

主要な経営指標等の数値に大きな変動がある場合は、数値の継続性の観点から、その要因等を脚注によって示すのが望ましい。数値に大きな変動があった場合は、例えば、規則等の改正、数値の定義・範囲等の変更、株式の買付け、決算期の変更等がある。なお、潜在株式が存在しないため等の理由により「潜在株式調整後1株当たり純利益」について記載していない場合には、その旨（理由）を記載することが望ましい。

最近5連結会計年度（株主）

様式の読み替え（第一号様式から第三号様式へ）に伴い、最近5連結会計年度は、当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度と考える。また、決算期の変更等により、5連結会計年度では5年間の推移が記載されない場合は、1連結会計年度分を記載することが適当と考えられる。

その他

① 自己資本比率、自己資本利益率の計算にあたって、自己資本の金額の取扱いに注意すること。

自己資本は、期末自己資本、自己資本利益率は期首・期末の自己資本の平均値を用いる。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{期末自己資本の額}}{\text{総資産の額}} \times 100$$

$$\text{自己資本利益率} = \frac{\text{親会社株主に帰属する当期純利益（個別の場合は当期純利益）}}{(\text{期首自己資本} + \text{期末自己資本}) \div 2} \times 100$$

（注）自己資本＝純資産額－（株式引受権＋新株予約権＋非支配株主持分（連結の場合））

9 事業等のリスク

上級
advanced

位置づけ 連結会社に関連して発生しうるリスクを投資家に対して示し、投資に際しての自己責任を促す。

参 照 ひな型編〔2-1-9〕

解 説

1 記載時点

当連結会計年度又は当事業年度における「事業等のリスク」を記載する。

2 記載内容

- ① 記載の範囲は、事業の状況、経理の状況等に関する事項である。
- ② 経営者が財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に与える影響が大きい可能性のある、認識している主要なリスクについて記載する。
記載に当たっては、当該リスクが顕在化する可能性のある年度や時期、当該リスクが顕在化した場合における経営成績等と与える影響の内容、当該リスクへの対応策等を具体的に記載するとともに、リスクの重要性や経営方針・経営戦略等との関連性の程度を考慮して、リスクの重要性を記載する。
また、主要なリスクは、例えば、以下のとおり考えられる。
 - a 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動
 - b 特定の取引先・製品・技術等への依存
 - c 特有の法的規制・取引先・経営方針
 - d 重要な訴訟事件等の発生
 - e 役員・大株主・関係会社等に関する事項
 - f その他（社債契約や金銭消費貸借契約に付随する債務制限条項等）
- ③ 将来に関する事項が顕在化する場合、当該リスクは、当連結会計年度末（又は当事業年度末）現在において判断したものである旨を記載することとなるが、判断時点がより提出日に近ければ望ましいとも考えられる。

担当者の準備

事業等のリスクは静的なものではない。企業の成長や戦略変更等の内部環境の変動、法令改正や他社動向等の外部環境の変化に応じて、トップマネジメントが認識すべきリスクは変化しうる。取締役会・経営会議・リスクマネジメント委員会等、自社において定期的にリスクを把握する会議体の議事録を閲覧し、リスクの把握状況を確認する等により、開示すべきリスクについて見直しを行うとともに、EDINET等を用いて他社（同業他社だけでなく一般的に注目されている事項等を含む）を継続的にチェックする必要がある。

3 GC（継続企業）関係

【事業等のリスク】の記載にあたっては、継続企業の前提（GC：Going Concern）に関する注記との関連性に注意しなければならない。「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときに、財務諸表への注記（GC注記）が求められることとされている。

3 固定資産

① 固定資産に属する科目

固定資産の範囲は、営業の用に供する機械装置等の有形固定資産、のれん、ソフトウェア等の無形固定資産、投資有価証券等の投資その他の資産に区分される。固定資産は、売却目的の資産ではなく、また現金化可能であっても現金化までに1年超かかる資産が対象となる。

固定資産に属する資産は、それぞれ以下の項目の区分に従い掲記する。

有形固定資産	無形固定資産	投資その他の資産
建物及び構築物	のれん	投資有価証券
機械装置及び運搬具	リース資産	長期貸付金
土地	公共施設等運営権	繰延税金資産
リース資産	その他	退職給付に係る資産
建設仮勘定	—	その他
その他	—	—

ただし、上記の科目に該当する項目（退職給付に係る資産を除く）であって、その総額の100分の1以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示することと認められるものについては、一括して掲記することができる。一方で、上記の科目に該当する項目で、資産の総額の100分の5を超えるものについては、当該資産の内容を示す科目を別に掲記しなければならない。

ワンポイント・レッスン

流動又は固定の区分は、正常営業循環期を1年基準（1年ルール）による。もっとも、実務上、流動区分に計上すべきか、固定区分に計上すべきか迷う項目がある場合がある。その場合は、「1年内の現金化」が確実な場合に限り流動区分に計上することが、一般的見地からは望ましいといえる。1年内の現金化が不明である限り、とりあえず固定区分に計上しておく方が無難である。

② リース資産の表示

有形固定資産、無形固定資産のリース資産については、各項目（建物及び構築物、機械装置及び運搬具、土地、その他）として表示することもできる。

ワンポイント・レッスン

リース資産の表示については、リース資産を問わず、リース資産の名称をもって計上する方法と、属する固定資産に含め、リース資産は、契約単位ごと、かつ、固定資産システム外で管理されていることがあり、及び、管理上の煩雑性を考慮すると、「リース資産」の科目により管理・表示した方が至便と思われる。もっとも、企業の実態を適切に財務諸表に反映させるとの見地から、どちらの方法でも可なりと判断することが望ましい。

有形固定資産の償却累計額の表示

有形固定資産の償却累計額については、以下のいずれかの方法により表示する。

- 各資産に対する控除科目として掲記する方法
- 一括して掲記する方法
- 当該資産から直接控除し、控除残高を当該各資産の金額として表示する方法

ただし、上記cの方法によった場合には、控除額を当該各資産科目別又は一括して注記することが必要となる（〔2-1-29〕参照）。

36 注記事項 有価証券関係

位置づけ 企業集団の財政状態及び経営成績に関する適正な判断を行えるよう、連結会社が保有する金融商品の状況・時価に関して補足的に開示される情報。

参 照 ひな型編〔2-1-36〕

解 説**1 有価証券の保有目的の区分に応じた注記**

有価証券のうち、金融商品関係注記において時価開示の対象としたものについては、さらに次の注記を添付する。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

a 売買目的有価証券

当連結会計年度の損益に含まれた評価差額

b 満期保有目的の債券

当該債券を連結決算日における時価が連結決算日における連結貸借対照表計上額を超えないものとし、その区分ごとの次に掲げる事項

ア 連結決算日における連結貸借対照表計上額

イ 連結決算日における時価

ウ 連結決算日における連結貸借対照表計上額と連結決算日における時価との差額

c その他有価証券

有価証券の種類ごとに当該有価証券を連結決算日における連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるものと取得原価を超えないものとに区分し、その区分ごとの次に掲げる事項

ア 連結決算日における連結貸借対照表計上額

イ 取得原価

ウ 連結決算日における連結貸借対照表計上額と取得原価との差額

d 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

債券の種類、取得時価、売却額、売却損益及び売却の理由

e 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

有価証券の種類ごとの売却額、売却損益の合計額及び売却損の合計額

担当者の準備

有価証券の時価は「金融商品に関する会計基準」に基づいて算定する。時価には、委託手数料等取引に付随して発生する費用は含まない。

時価の算定が極めて困難と認められる有価証券については、注記の対象外となる。そこで、時価の算定が極めて困難と認められる有価証券を除外した後、保有目的の区分に応じて集計するワークシートを作成する必要がある。

有価証券の時価を算定するワークシートの作成に際しては、有価証券台帳より有価証券の数量を、また、時価（または継続適用を前提として期末前1ヵ月の市場価格の平均）における有価証券の時価に関する資料（新聞、ウェブのハードコピー、証券会社から届く資料等）から時価単価についてのデータを参照することとなる。

株式分割・併合や企業結合等により株式数が増減した場合、有価証券台帳の更新を失念しないようにしておく。

③ 開示が不要なケース

なお、潜在株式が存在しないか、存在しても希薄化効果を有しない場合、及び、1株当たり当期純損失の場合については、その旨を開示し、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の開示は行わない。

4 算定上の基礎

算定上の基礎として、以下の事項を記載する。なお、1株当たり純資産額の算定上の基礎については、規定上記載を強制されるものではない。

1株当たり情報	算定上の基礎
1株当たり当期純利益 (損失)	a 連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 b 1株当たり当期純利益又は当期純損失の算定に用いられた普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失及びその他の差額（普通株主に帰属しない額）の主な内訳 c 1株当たり当期純利益又は当期純損失の算定に用いられた普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数の種類
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	a 潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に用いられた親会社株主に帰属する当期純利益調整額の主な内訳 b 潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式増加数の主な内訳 c 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の種類及び潜在株式の数

1編

2編

3編

4編

第1章

有価証券報告書

実務担当者の準備作業

1株当たり情報の注記の作成には、事前に1株当たり情報を計算するワークシート（計算結果だけでなく、希薄化効果の判定や1株当たり情報となる普通株式の期中平均株式数や普通株式増加数等の算定過程も表示し、上位者の承認フローや会社印を捺す）を事前に備える。「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用例（各設例参照）」を参照しておく。

また、会計検査の結果、利益が変動する可能性がある。その場合、1株当たり情報についても、修正が必要となる。

内部統制上の重要な事項

ワークシートは計算過程を示したうえで印刷しておき、社内ですかるべき承認を得る必要がある。

株式併合又は株式分割時

当連結会計年度の連結決算日後において株式併合又は株式分割が行われた場合、前連結会計年度の期首に株式併合又は株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益並びに潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定するとともに、その旨を注記する。

諸表に記載のある項目に限定される）及び監査報告書の利用者の理解のために説明する必要があると判断した事項（利害関係等）について、監査人の意見と区別したうえで、情報として追記されることとなる。

- a 正当な理由による会計方針の変更
- b 重要な偶発事象
- c 重要な後発事象
- d 監査した（連結）財務諸表を含む開示書類における当該（連結）財務諸表の表示とその記載内容との重要な相違

5 監査上の主要な検討事項（KAM）

監査基準等の改定により、金融商品取引法上の監査人の監査報告書に、監査上の主要な検討事項（Key Audit Matters, 一般的に「KAM」という）を記載することが義務付けられることになった。2021年3月1日に係る財務諸表の監査から適用開始となるが、早期適用も可能である。

(1) 監査上の主要な検討事項の決定プロセス

監査人は、監査役等とのコミュニケーションを行った事項の中から、財務諸表の監査において監査人が特に注意を払った事項を決定する。その中から、職業的専門家として特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項として決定する。このプロセスをまとめると右図のとおりとなる。



(2) 監査上の主要な検討事項の決定の際の考慮事項

監査上の主要な検討事項は、監査人が特に注意を払った事項のうち、職業的専門家の判断によって決定されるが、その際の考慮事項は以下のとおりである（監査基準第5号「監査報告書」第14条「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」（以下、本報告書第14条））。

- ・ 想定される財務諸表の利用者は、財務諸表のどの部分にとっての重要性
- ・ 当該事項が、会計方針の特性、他の同業他社と比較した場合の、経営者による会計方針の選択における複雑さ、又は判断の程度
- ・ 当該事項が、関連して識別された事項の、その内容及び金額的又は質的な重要性
- ・ 専門的な技術や知識の必要性
- ・ 監査チームが、質的な問題の発生をめぐっての争論の内容
- ・ 関連する監査証拠の入手の難易度
- ・ 関連して識別された内部統制の不備の程度
- ・ 関係する複数の監査上の考慮事項を含んでいるかどうか

③ 監査上の主要な検討事項の記載内容

個々の監査上の主要な検討事項については、①関連する財務諸表における注記事項がある場合は、当該注記事項への参照、②個々の監査上の主要な検討事項の内容、③財務諸表監査において特に重要であるため、当該

○○○○（監査上の主要な検討事項の見出し及び該当する場合には財務諸表の注記事項への参照）	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
・・・・・・（監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由の内容を記載する）・・・・・・。	・・・・・・（監査上の対応を記載する）・・・・・・。

出典：監査・保証実務委員会実務指針第85号「監査報告書の文例」の改正について

1 内部統制報告書

上 級
advanced

位置づけ 財務報告に係る内部統制の有効性の評価に関する報告書。経営者は内部統制を整備・運用する役割と責任を有しており、財務報告に係る内部統制については、その有効性を自ら評価し、その結果を外部に向けて報告することが求められる。

参 照 ひな型編〔2-3-1〕

解 説

1 表 紙

表紙には提出書類名や根拠条文、提出先・提出日に加えて、会社名、代表者の役職氏名等を記載する。また、財務報告に関し、代表者に準ずる責任を有する者として、最高財務責任者を定めている場合には、当該者の役職氏名も記載する。

2 財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項

- a 代表者及び最高財務責任者が財務報告に係る内部統制を整備及び運用する責任を有している旨。最高財務責任者を定めていない場合には、代表者の旨の記載となる。
- b 財務報告に係る内部統制を整備及び運用する際に準拠する「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査の実施基準の設定について（意見書）」であるため、これを記載する。
- c 財務報告に係る内部統制により財務報告の信頼性を完全に防衛できない可能性がある旨。財務報告に係る内部統制が財務報告の信頼性を完全に防衛できない旨(内部統制の限界)について記載する。

3 評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項

- a 財務報告に係る内部統制の評価が対象となる基準日。内部統制の評価は、事業年度の末（3月末日決算の場合は3月31日）とされているため、当該日付を記載する。
- b 財務報告に係る内部統制の評価は、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価基準に準拠した。内部統制の評価は「財務報告に係る内部統制基準・実施基準」等の一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価基準に従って評価を行うこととなっているため、これを記載する。
- c 財務報告に係る内部統制の評価手続の概要。財務報告に係る内部統制の評価は、全社的な内部統制の評価を行ったうえで、評価対象とする業務プロセスを選定、分析し、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別して整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性を評価することとなっているため、これを記載する。
- d 財務報告に係る内部統制の評価の範囲。全社的な内部統制の評価範囲および業務プロセスに係る評価範囲について、具体的に記載する。

全社的な内部統制の評価範囲については、財務報告の信頼性に及ぼす影響の金銭的・質的重要性を踏まえて全社的な内部統制の評価範囲対象となった連結子会社、持分法適用関連会社の数などを記載する。

業務プロセスに係る評価範囲については重要な事業拠点の選定方法（各事業拠点の売上高を合算していき、売上高のおおむね2／3に達するまでの事業拠点を評価範囲にするなど）、会社の事業目的に大きく

1 決定事実と発生事実の開示

位置づけ 会社が決定した重要事実と会社が発生した重要事実について適時に開示を行うことで投資者の投資判断に資する。

参 照 特になし

解 説

1 決定事実と発生事実の開示基準

3 編 2 章 4 節において、適時開示が求められる決定事実と発生事実にはどのようなものがあるかを示した。しかし、実は、どのような場合であっても、それらに関して開示が求められるとは限らず、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微であると考えられる場合は、開示しなくても構わないとされている（上施規 401 条、404 条）。

本章末の参考資料の図表 A・B は、本体における決定事実と発生事実の開示基準を示したものである（上施規 401 条、402 条。規則では開示しなくても構わない基準（注 1）として示しているが、この基準は開示しなければならない基準として示している）。それぞれが適用される基準に該当する場合は、開示基準が複数ある場合は、いずれかの基準に該当すれば、開示が必要になる。逆で、この開示基準に該当しなければ、開示しなくても構わないことになる。この開示基準が適用される必要があるが、実務上はその都度該当するかどうかを確認すればよいが、固定資産の譲渡・取得、災害に起因する損失は業務遂行の過程で生じた損害（これは特別損失の発生である）などはよく起る。それらの発生は覚えておいた方がいいだろう。

なお、本書では記載を省略したが、子会社における決定事実と発生事実についても開示基準が定められている（上施規 403 条、404 条）。本体における決定事実と発生事実の開示基準と連結財務諸表作成会社の場合、連結財務諸表上の数値と個別財務諸表上の数値の両方を当てるものがあるが、子会社における決定事実と発生事実の開示基準には、基本的に個別財務諸表上の数値を用いる。

固定資産の譲渡・取得、災害に起因する損失は業務遂行の過程で生じた損害
（特別損失の発生）の開示基準

事 象		開示基準
固定資産の譲渡・取得	固定資産の譲渡・取得における帳簿価額が	前期末における純資産額の 30%以上 ^(注1)
	当期の経常利益の増加見込額が	前期の経常利益 ^(注2、3) の 30%以上
	親会社株主に帰属する当期純利益の増加見込額が	前期の親会社株主に帰属する当期純利益 ^(注4、5) の 30%以上
災害に起因する損失は業務遂行の過程で生じた損害	固定資産の取得見込額が	前期末における純資産額の 30%以上 ^(注1)
		前期末における純資産額の 3%以上 ^(注1)
		前期の経常利益 ^(注2、3) の 30%以上
		前期の親会社株主に帰属する当期純利益 ^(注4、5) の 30%以上

（注 1）連結財務諸表作成会社の場合、連結財務諸表上の数値と個別財務諸表上の数値の両方を当てはめて、適時開示が必要か否かを判断（ほかの開示基準には連結財務諸表上の数値のみを当てはめて判断）。

（注 2）IFRS 適用会社には適用されない。

<コーポレート・ガバナンス報告書等での開示が求められている 11 の原則>

原則 1－4. 政策保有株式	上場会社が政策保有株式として上場株式を保有する場合には、<u>政策保有株式の縮減に関する方針・考え方など、政策保有に関する方針を開示すべきである</u>。また、毎年、取締役会で、個別の政策保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証するとともに、そうした検討の内容について開示すべきである。 上場会社は、<u>政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための具体的な基準を策定・開示し、その基準に沿った対応を行うべきである</u>。
原則 1－7. 関連当事者間の取引	上場会社がその役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、そうした取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした取引が利益相反を生ずることのないよう、取締役会は、あらかじめ、取引の重要性やその性質に応じた適切な対応を定め、<u>その枠組みを開示するとともに、その手続を踏まえた監視（取引の承認等）を行うべきである</u>。
補充原則 2－4①	上場会社は、女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等、中核人材の登用等における多様性の確保についての考え方と自主的かつ測定可能な取り組みを示すとともに、<u>その状況を開示すべきである</u>。 また、中長期的な企業価値の向上に向けた人材戦略の重要性の認識、多様性の確保に向けた人材育成方針と社内環境整備方針をその内容と併せて開示すべきである。
原則 2－6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮	上場会社は、企業年金の積立金の運用に際して、<u>長期的な資産運用に加え、財政状態にも影響を与えることを踏まえて、企業年金が運用機関に支払う給与などのスチュワードシップ活動を含め、専門性を高め、アセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、運用に当たり必要な資質を持つ人材の計画的な登用・配置などの人事面や運営面における取組みを行うとともに、その取組みの内容を開示すべきである</u>。その際、上場会社は、企業年金の受給者に対する利益と会社が生じ得る利益相反が適切に管理されるようにすべきである。
原則 3－1. 情報開示の充実	上場会社は、法令等による開示を適切に履行に加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスの実現との観点から、（本コードの各原則において開示を求めている事項等）以下の事項を開示し、主体的な情報発信を行うべきである。 (i) 経営理念、経営戦略、経営計画 (ii) 取締役会がそれぞれの役割を踏まえてコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と方針 (iii) 取締役会が経営陣幹部の報酬を決定するに当たっての方針と手続 (iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続 また、取締役会が上記の事項を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たって、個々の選解任・指名についての説明
補充原則 3－1③	上場会社は、経営戦略の開示に当たって、自社のサステナビリティについての取組みを適切に開示すべきである。また、人的資本や知的財産への投資等についても、自社の経営戦略・経営方針との整合性を意識しつつ分かりやすく具体的に情報を開示・提供すべきである。 また、プライム市場上場会社は、気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や財務状況等に与える影響について、必要なデータの収集と分析を行い、国際的に確立された開示枠組みである TCFD またはそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるべきである。
原則 4－9. 独立社外取締役の独立性判断基準	取締役会は、取締役会自身として何を判断・決定し、何を経営陣に委ねるのかに関連して、経営陣に対する委任の範囲を明確に定め、<u>その概要を開示すべきである</u>。 取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、<u>独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示すべきである</u>。また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めるべきである。

② 議決権行使書面とインターネット議決権行使の併用

議決権行使書面に加え、インターネット議決権行使(会社法298条1項4号、325条、会規63条4号、95条1号)を併用する場合においては、次のような文章が記載される。

当社第〇回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することがありますので、後記「株主総会参考書類」をご検討のうえ、20X1年6月20日午後5時15分までに議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

【議決権行使書面による場合】

同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するよう送付ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

パソコン又は携帯電話から議決権行使ウェブサイト (<http://www.>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書面に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。インターネットによる議決権行使につきましては、後記の「インターネットによる議決権行使の留意事項」をご確認ください。ようお願い申し上げます。

実務担当者の準備作業

議決権行使書面の場合及びインターネットによる議決権行使の場合、いずれも、議決権行使の締切日時を明確に定める必要がある。通常、締切日時は株主総会前日の営業時間の内に設定することが多い。締切日時までに寄せられた議決権行使結果について、株主総会に先立ち、集計作業を実施しておくこととなる。

③ 議決権電子行使プラットフォーム

上記インターネットによる議決権行使と併別に、機関投資家等が、東証等が出資して設立した(株)ICJと契約を締結のうえ、運営する議決権電子行使プラットフォームを通じて、電子的に議決権を行使する方法がある。

④ 委任状勧誘制

金融商品取引法に基づく勧誘制(金商法194条、金商法施行令36条の2～36条の6、上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令)を採用する場合は、議決権行使書面制度を採用していないこととなる(会社法298条2号、参考書類、325条、会規64条、95条2号)。

この場合同様通知に記載のような記載がなされる。

当社第〇回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、後記「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」をご検討のうえ、同封の委任状に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、ご返送頂きたいようお願い申し上げます。

ワンポイント・レッスン

2019年12月11日に公布された「会社法の一部を改正する法律」（以下、改正法）のうち、株主総会資料の電子提供制度の創設に関する改正について、その施行日が2022年9月1日に定められた。改正法で創設された株主総会資料の電子提供制度の内容は以下の通りである。

①上場会社における電子提供措置

従来、株主総会資料は株主に対し書面で提供することが原則であり、例外的に定款の定めがある場合には株主総会資料の一部についてウェブサイトに掲載することで株主に提供したものとみなすことが例外として認められていた。

改正法により、上場会社（振替株式発行人会社）は、2023年3月1日以降に開催される株主総会において、株主総会参考書類、議決権行使書面、事業報告、計算書類及び連結計算書類の情報について電子提供措置としてインターネット上のウェブサイトに対象となる情報を掲載することが義務付けられた。これは、上場会社は、不特定多数の株主が存在することから、株主総会資料の内容を閲覧する期間を確保することが株主にとって重要であり、また、上場会社にとっても電子提供制度を利用することで招集通知の印刷・郵送等の削減による便益が大きいと見込まれることから強制された。

②電子提供措置の対象となる事項

電子提供措置の対象となる事項は以下の通りとなる（会社法 325 条の 3 第 1 項）。

- a. 会社法 298 条 1 項各号に掲げる事項（狭義の招集通知の記載事項）
 - ・株主総会の日時及び場所
 - ・株主総会の目的である事項があるときは、当該事項
 - ・書面による議決権行使を認めるときは、その旨
 - ・電磁的方法（インターネット）による議決権行使を認めるときは、その旨
 - ・会社法施行規則 63 条 1 項に掲げる事項
- b. 議決権行使書面に記載された事項
- c. 株主総会参考書類に記載された事項
- d. 株主提案に係る議案の要領
- e. 計算書類・事業報告に記載・掲載された事項
- f. 連結計算書類に記載された事項
- g. 電子提供措置事項があるときは、その旨及び修正前の事項

③電子提供措置の開始

電子提供措置は招集通知の日から前日の日または招集通知を送付した日のいずれか早い日から開始し、株主総会の後、議決権行使書面が送付される日まで継続しなければならないとしている（会社法 325 条の 3 第 1 項）。

④狭義の招集通知の作成

電子提供措置を取りつつあっても、狭義の招集通知（アクセス通知）を作成し、株主に対し株主総会資料の電子提供措置について通知しなければならない（会社法 299 条 1 項、325 条の 4 第 2 項）。

その記載事項は以下の通りとなる（会社法 325 条の 4 第 2 項）。

- a. 株主総会の日時及び場所
- b. 株主総会の目的事項（決議事項・報告事項）
- c. 書面による議決権行使を認めるときは、その旨
- d. 電磁的方法（インターネット）による議決権行使を認めるときは、その旨
- e. 電子提供措置をとっている旨
- f. 電子提供措置に係るウェブサイトのアドレス等

1 連結貸借対照表

位置づけ 企業集団における財政状態を表す。

参 照 ひな型編〔4-3-1〕

解 説

1 総 論

事業年度末日において大会社であって、金商法第24条第1項の規定により有価証券報告書を作成する連結子会社を有している会社は、個別計算書類〔4-4-1〕以降参照)に加えて、当該事業年度の連結計算書類も作成する必要がある(会社法第444条第3項)。連結計算書類は、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表より構成される。なお、連結ともにキャッシュ・フロー計算書の作成は不要である。

連結計算書類における連結貸借対照表の構成は、有価証券報告書の連結貸借対照表と同じである。表裏面に關しては会社計算規則に従うことになるが、連結財規ほど細かく規定しているわけではない。とりわけ会社法計算書類と有価証券報告書の内容に差をつける意味合い、デフォルトの観点から個別計算書類においても会社の判断で有価証券報告書のレベルで表示することも必要であろう。

表示方法は、当期分の連結計算書類のみの記載で足りる(最近は、デフォルトを意識し、参考数値として前期分の残高を記載している会社も見受けられる)。

金額は、円単位、千円単位又は百万円単位で記載する。また、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号)の公表に伴い、「評価・換算差額等」の項目を「評価・換算差額等」又は「その他の包括利益累計額」と表示することとされた。

2 資産項目

資産項目は、有価証券報告書の連結貸借対照表に準じて表示する。なお、会社法の連結貸借対照表には比率による独立掲記の基準がないため、会社で独立掲記の要否を判断することになる。

その他、資産項目に貸倒引当金の表示、有形固定資産の減価償却累計額の表示、有形固定資産の減損損失累計額の表示、無形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額の表示、繰延資産の減価償却累計額の表示、繰延資産及び繰延負債の表示等については、有価証券報告書の連結貸借対照表〔2-1-21〕の解説を参照されたい。

負債項目

負債項目は、有価証券報告書の連結貸借対照表の区分に準じて表示する。その他、詳細については、有価証券報告書の連結貸借対照表〔2-1-21〕の解説を参照されたい。

純資産項目

純資産項目は、有価証券報告書の連結貸借対照表と同様の区分によって表示する。その他、自己株式の表示、評価・換算差額等はその他の包括利益累計額に属する項目の表示、自己新株予約権の表示等については、有価証券報告書の連結貸借対照表〔2-1-21〕の解説を参照されたい。

4 個別注記表

位置づけ 計算書類の利用に際しての基本的前提を理解するための情報。

参 照 ひな型編〔4-4-4〕

解 説

1 個別注記表の概要

個別注記表は、以下の項目に区分して表示する。なお、会社の形態により、記載が不要となる項目があるため、留意すること。

その際、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の特定の項目に関連する注記については、連を明らかにする。

	会計監査人設置会社以外の株式会社（公開会社除く）	会計監査人設置会社以外の株式会社（公開会社除く）	会計監査人設置会社であって、第四十四号規定の特例を受けるもの（株式会社）	持分法適用会社	連結注記表（貸借対照表）	連結注記表（損益計算書）
a 継続企業の前提に関する注記	不要	不要	不要	不要	必要	必要
b 重要な会計方針に係る事項に関する注記					必要(※1)	必要
c 会計方針の変更に関する注記					必要	必要
d 表示方法の変更に関する注記					必要	必要
e 会計上の見積りに関する注記		不要		不要	必要	必要(※2)
f 会計上の見積りの変更に関する注記		不要		不要	必要	必要
g 誤謬の訂正に関する注記					必要	必要
h 貸借対照表等に関する注記	不要			不要	必要	必要
i 損益計算書に関する注記	不要			不要		必要
j 株主資本等変動計算書に関する注記				不要	必要	必要(※2)
k 税効果会計に関する注記				不要		必要
l リースにより使用する固定資産に関する注記	不要			不要		必要
m 金融商品に関する注記	不要			不要	必要	※3
n 賃貸等不動産に関する注記				不要	必要	※3
o 持分法損益に関する注記		不要	不要	不要		必要
p 関連当事者との取引に関する注記	不要			不要		必要
q 一株当たり情報に関する注記	不要			不要	必要	必要
r 重要な後発事象に関する注記	不要			不要	必要	必要
s 連結配当規制適用に関する注記	不要	不要		不要		必要
t 収益認識に関する注記					必要	必要(※2)
u その他の注記					該当ある場合	該当ある場合

※1 連結注記表のタイトルは「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項及び連結の範囲又は持分法の適用の範囲」である。連結注記表のタイトルは「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項及び連結の範囲又は持分法の適用の範囲」である。

※2 連結注記表作成の一部項目の注記不要

※3 連結注記表作成の一部項目の注記不要

2 継続企業の前提に関する注記

継続企業の前提に関する注記は、事業年度の末日において、当該株式会社が将来にわたって事業を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときには下記の事項を記載する。なお、当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場

監 修

宝印刷株式会社

上場企業のディスクロージャー関連書類・EDINET データ作成および IR 活動に関するサポート事業大手。

上場予定会社の上場準備から既上場会社の継続開示サポートまで金融商品取引法、XBRL、会社法、IR、投資信託、REIT 等ディスクロージャー分野広範にわたるサービスを展開している。

有価証券報告書・招集通知記載事例集の作成、各種セミナーの企画、株主総会支援等コンサルティング業務や XBRL データ変換ツールの開発等、各種 IT ツールの開発にも注力している。

執筆協力者プロフィール

EY | Building a better working world

EY は、「Building a better working world ～より良い社会の構築を目指して」をパーパス（存在意義）としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開する EY のチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起（better question）をすることで、新たな解決策を導きます。

EY とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EY による個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EY のメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EY について詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY 新日本有限責任監査法人について

EY 新日本有限責任監査法人は、EY の日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは ey.com/ja_jp/people/ey-shinnihon-llc をご覧ください。

© 2023 Ernst & Young ShinNihon LLC.

All Rights Reserved.

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY 新日本有限責任監査法人および他の EY メンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

執筆協力者紹介（五十音順）

監 修	三浦 太（みうら・まさる）
編 集 代 表	菅沼 淳（すがぬま・あつし） 松本雄一（まつもと・ゆういち）
レビューア	加藤圭介（かとう・けいすけ）
執筆協力者	岩田瑠梨子（いわた・るりこ） 小畑 旭（おばた・あさひ） 小坂橋秀徳（こいたばし・ひでのり） 中谷真久（なかや・まさひさ） 吉澤直隆（よしざわ・なおたか）

2015 年 6 月 28 日 初版第 1 刷発行
2023 年 8 月 1 日 第 15 刷発行

財務報告実務検定・開示様式理解編公式テキスト 解説編
2024年3月期基準(2023年8月1日版)

監修者 宝印刷株式会社
編著者 日本IPO実務検定協会
発行者 岩村信寿
発行所 リンケージ・パブリッシング
〒104-0061
東京都中央区銀座7-17-2
7-17-2 銀座ビルディング 6F
TEL 03(4570)7858
FAX 03(6745)1553

本書の内容を無断で複写・複製（コピー）、引用することは、著作者・出版社の権利侵害となり、著作権法上での例外を除き、禁じられています。

本書の取り扱いには以下の点にご注意ください。

- ・ 本書の著作権は、日本 IPO 実務検定協会にございます。
- ・ 本書の一部または全部を、データの種類（印刷物、電子ファイル、ビデオ、インターネット等）の如何にかかわらず、複製、転載、第三者へ転売（オークション含む）する事を禁じます。